

前橋市スポーツ協会地域スポーツ推進事業補助金交付要項

1 趣旨

地区体育・スポーツ団体により実施されるスポーツ・レクリエーション事業は、住民の健康維持・増進、また世代間交流や地域の子供たちの健全育成など生涯スポーツの振興に多大な寄与をしていることから、より事業を充実させ、日常的にスポーツを親しむ市民の増大を図ることを目的とする。

2 事業名

地域スポーツ推進事業

3 補助事業者

一般財団法人前橋市スポーツ協会 地区加盟団体

4 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※本事業は単年度事業です。

5 対象事業

「地区体育振興事業（5万円補助金）」で対象としている教室・大会・講習会等

6 交付金額

20,000円

7 対象経費

地区市民運動会を除くスポーツイベントに係る消耗品または備品購入経費

8 補助金の交付手続きについて

本事業は、「地区体育振興事業」の一環で実施しているイベント等を、より充実させるための支援事業となります。それに伴い、「地域スポーツ推進事業」の各申請様式は、スポーツ協会ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.maebashi-taikyo.jp/> > 各種申請 > 定型申請書式 > 前橋市スポーツ協会関係 > 地域スポーツ推進事業

9 提出期限

令和8年9月30日（水）

10 交付決定

補助金交付申請について、その内容を審査し適当と認めたときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書により、申請団体に通知するとともに、交付申請時の「概算払理由書」により、補助金を事前交付するものとする。

11 実績報告と補助金額の確定について

事業実施終了後30日以内（**令和9年4月30日まで**）に提出してください。

その際、本補助金の使途がわかるよう消耗品または備品購入時の領収書、レシート等の掲示も併せてお願いします。（※複写可）その後、内容を審査し、補助金額の確定を「確定通知書」にて、申請団体に通知いたします。